

監査結果報告書

令和 5 年度（2023 年度）No.2

定期監査（中期）
財政援助団体監査

旭川市監査委員

旭 監 第 73 号
令和5年12月20日

旭 川 市 長	今 津 寛 介 様
旭 川 市 議 会 議 長	福 居 秀 雄 様
旭 川 市 教 育 委 員 会 教 育 長	野 崎 幸 宏 様
旭 川 市 農 業 委 員 会 会 長	山 田 孝 様
旭 川 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	白 井 暢 明 様

旭 川 市 監 査 委 員	大 鷹 明
旭 川 市 監 査 委 員	坪 沼 一 成
旭 川 市 監 査 委 員	高 見 一 典
旭 川 市 監 査 委 員	石 川 厚 子

監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項及び第7項の規定による監査を旭川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

第 1 定期監査（財務監査）

1	監査の対象	1
(1)	対象事務	1
(2)	対象部局及び対象期間	1
2	監査の着眼点	2
3	監査の実施内容	4
(1)	実施期間	4
(2)	実施方法	4
4	監査の結果	4

第 2 財政援助団体監査

1	監査の対象等	9
2	監査の着眼点	9
3	監査の実施内容	10
(1)	実施期間	10
(2)	実施方法	10
4	監査の結果	10

第 1 定期監査（財務監査）

1 監査の対象

(1) 対象事務

監査の対象については、本市における事務処理上のリスクを考慮して選定するものとし、市民サービスへの影響、財政負担の程度、発生可能性の観点からリスクの重要度を評価した上で、過去の監査の実施状況等を総合的に勘案し、監査実施の優先度が高いと判断された次の事務とした。

- ア 収入に関する事務のうち、貸付金及び債権管理に関する事務並びに現金取扱事務
- イ 支出に関する事務のうち、貸付金及び旅費（会計年度任用職員に対して支給する旅費（通勤費用）を除く。）に関する事務並びに市議会議員の選挙運動の公費負担に関する事務
- ウ 契約に関する事務のうち、貸付金に関する事務
- エ 財産管理に関する事務のうち、債権管理に関する事務
- オ 小・中学校に関する事務のうち、経理事務及び財産管理等に関する事務

(2) 対象部局及び対象期間

対象部局	貸付金に関する事務	債権管理に関する事務	旅費に関する事務	現金取扱事務	市議会議員の選挙運動の公費負担に関する事務	小・中学校に関する事務		対象期間
						経理事務	財産管理等に関する事務	
地域振興部	—	○	○	—	—	—	—	令和5年 4月1日 ～ 令和5年 7月31日
防災安全部	—	—	○	—	—	—	—	
市民生活部	—	—	○	○ ※1	—	—	—	
経済部	○	○	○	—	—	—	—	
観光スポーツ交流部	○	○	○	—	—	—	—	
農政部	—	○	○	—	—	—	—	
建築部	—	○	○	—	—	—	—	
消防本部	—	○	○	—	—	—	—	
学校教育部	—	○	○	—	—	○ ※2	○ ※3	

対象部局	貸付金に関する事務	債権管理に関する事務	旅費に関する事務	現金取扱事務	市議会の選挙運動の公費負担に関する事務	小・中学校に関する事務		対象期間
						経理事務	財産管理等に関する事務	
議会事務局	—	—	○	—	—	—	—	令和5年 4月1日 ～ 令和5年 7月31日
選挙管理委員会事務局	—	—	○	—	○	—	—	
農業委員会事務局	—	—	○	—	—	—	—	

注) 対象事務のある部局は「○」、ない部局は「—」で表示

※1 対象は、永山支所

※2 対象校は、神楽岡小学校、共栄小学校、永山東小学校、永山南小学校、東町小学校及び東明中学校

※3 対象校は、旭川小学校、永山西小学校、北光小学校、広陵中学校、中央中学校及び東鷹栖中学校

2 監査の着眼点

監査の実施に当たり、主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

(1) 貸付金に関する事務

- ア 貸付けは法令等の目的に合致するものであるか。
- イ 貸付目的に合致した使用がなされているかどうかを確認しているか。
- ウ 貸付対象者及び連帯保証人は法令等に規定する有資格者であるか。
- エ 貸付額は法令等に定められたものであるか。
- オ 貸付時期は、法令等に規定された妥当なものであるか。
- カ 貸付けに係る書類の整理は適正に行われているか。

(2) 債権管理に関する事務

- ア 前年度収入未済額は確実に調定の繰越しがなされており、また、その時期は適正か。
- イ 債権の内容、債務者、履行状況等債権管理上の必要事項は明確に把握されているか。
- ウ 督促、催告及び時効中断手続は適時かつ適正に行われているか。
- エ 滞納整理について努力が払われているか。
- オ 事務処理要領やマニュアルが適切に定められ、分割納付や未収金回収など事務手続が効率的かつ適正に行われているか。

(3) 旅費に関する事務

- ア 旅費の積算において、運賃・宿泊費・日当等の金額は正確か。また、積算資料は添付されているか。
- イ 支出負担行為及び支出（支払方法含む。）に係る手続は、適時、適正に行われているか。
- ウ 旅費計算は最も経済的な通常の経路により行われているか。
- エ 旅費支出の目的、履行確認ができる文書等が整備されているか。
- オ 目的・期間・時期・人員等、必要性が明確でない又は乏しい旅費の支出はないか。

(4) 現金取扱事務

- ア 現金と領収書等の証拠書類や現金出納簿等の出納関係帳簿は一致しているか。
- イ 現金領収すべき金額の算定に必要な書類は整備されているか。
- ウ 領収書の取扱いは適正に行われているか。
- エ 現金出納簿は、遅滞なく正確に記帳されているか。また、日々、出納関係帳簿等の点検を行っているか。
- オ 領収書を発行しない収納金の確認は適正に行われているか。
- カ 現金取扱員以外の者が現金を取り扱っていないか。
- キ 収納金は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。
- ク 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。
- ケ 釣銭資金の設定、取扱いと保管は適正に行われているか。
- コ 金額確認は2人以上の体制で実施しているか。

(5) 市議会議員の選挙運動の公費負担に係る事務

- ア 積算は合理的な基準に基づき行われているか。
- イ 算定の根拠となる資料は明確に整備されているか。

(6) 小・中学校に関する事務

[経理事務]

- ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- イ 支出決定は正当な権限者により行われているか。
- ウ 支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。
- エ 支出負担行為に係る債務を確認した上で支出しているか。

[財産管理等に関する事務]

- ア 管理状態（保管の方法、場所）は適切か。
- イ 物品は正しく分類整理されているか。また、備品ラベルなどは正確に貼付されているか。
- ウ 関係帳簿等の記帳や整理は適正に行われているか。
- エ 敷地境界が明確になっているか。

- オ 敷地内の設置に係る許可を行っていないものがないか。
- カ 修繕が必要なものを把握しているか。
- キ 消防法に基づく防火対策等は適切か。

3 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和5年9月1日から令和5年11月17日まで

(2) 実施方法

監査対象部局に対し資料の提出を求め、当該部局の事務が関係規程及び予算に基づき適正に執行されているかどうかについて、監査の着眼点を踏まえ、試査による関係書類の照合、関係職員への質問、実査等、必要な方法を取り監査を実施した。

なお、地方自治法第199条の2の規定に基づき、市議会議員の選挙運動の公費負担に係る事務の監査については高見一典監査委員及び石川厚子監査委員を除斥した。

4 監査の結果

監査対象部局別の結果は次のとおり、収入及び契約に関する事務は適正に処理されていると認められたが、支出及び財産管理に関する事務並びに小・中学校に関する事務について、一部の部局において不備不適事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たっては、指摘事項等について、それぞれ必要な措置を講じ、事務処理に万全を期されたい。

地 域 振 興 部

特に指摘事項なし。

防 災 安 全 部

○ 指摘事項

(1) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 旅費の支出において、政令指定都市以外に出張する場合に交通費は、目的地に最も近い鉄道の最寄り駅（JR）までの鉄道賃等を支給するとされているが、最寄り駅から目的地までのバス代を算定したことにより、1件440円の過払いのものがあつた。

－改善済（防災課）

市 民 生 活 部

特に指摘事項なし。

経 済 部

特に指摘事項なし。

観光スポーツ交流部

特に指摘事項なし。

農 政 部

特に指摘事項なし。

建 築 部

○ 指摘事項

- (1) 収入に関する事務
特に指摘事項なし。

- (2) 支出に関する事務
特に指摘事項なし。

(3) 財産管理に関する事務

[検討を要するもの]

- ① 旭川市営住宅使用料等滞納整理等事務処理要綱で規定する滞納者へ行う納付指導について、滞納月数が3月に達した滞納者を対象としているが、実際は当該滞納月数に満たない者に対しても行っていることから、要綱の改正や事務の見直し等必要な措置を検討されたい。(市営住宅課)

- ② 市営住宅退去者滞納家賃に係る収納業務を委託しているが、受託者から提出される月次の交渉記録が住宅管理システムに反映されていなかったことから、より適切に債権管理を行うため、一元管理による交渉記録の保存方法等について必要な方策を検討されたい。(市営住宅課)

○ 意見・要望事項

- ① 市営住宅明渡遅滞損害賠償金及び訴訟費用等収入において、文書保存年限満了により督促状の発送が確認できないもののほか、督促状が未送付のものがあったことから、債権に係る情報を記録として残すなど、旭川市債権管理マニュアルに基づき、適正な事務処理の徹底を図られたい。
- ② 市営住宅使用料及び市営住宅明渡遅滞損害賠償金で分割納付としている事案において、債務者から提出を受けている納付誓約書に受付印の押印が漏れているものがあった。納付誓約書は時効の更新に係る重要な情報であることから、適正な事務処理の徹底を図られたい。

消 防 本 部

○ 指摘事項

- (1) 収入に関する事務
特に指摘事項なし。

- (2) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 旅費の支出において、料金改定前の鉄道賃で算定したことにより、1件10円を過少に支給しているものがあった。－改善済（総務課）
- ② 旅費の支出において、用務相手先が負担する旅費の金額と旭川市職員の旅費に関する条例による算定額に差額が生じており、1件400円を支給していないものがあった。－改善済（総務課）
- ③ 旅費の支出において、長期研修の宿泊料における朝食代算定回数を誤ったことにより、1件960円の過払いのものがあった。－改善済（総務課）

- (3) 財産管理に関する事務
特に指摘事項なし。

○ 意見・要望事項

- ① 出張の復命において、出張結果の報告が不十分な復命書が確認された。復命の在り方については、平成29年度の定期監査において意見・要望を行っているところであり、今一度、「旭川市消防職員服務規程」に則った復命の在り方を整理し、適切な事務執行に努められたい。

学 校 教 育 部

○ 指摘事項

- (1) 収入に関する事務
特に指摘事項なし。

- (2) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 旅費の支出において、車賃で路線の誤りに伴いバス代実費額の算定を誤ったことにより、2件560円を過少に支給しているものがあつた。－改善済（学務課）
- ② 旅費の支出において、旅費の対象外である保険料を車賃に含めて計上したことにより、1件100円の過払いのものがあつた。－改善済（学務課）
- ③ 旅費の支出において、車賃で距離を誤ったことにより、2件592円を過少に支給しているものがあつた。－改善済（学務課、学校保健課）

- (3) 財産管理に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 過払い給与等に係る戻入未済金の債権区別について、消滅時効5年の公債権とすべきところ、消滅時効10年の私債権としていた。（学校施設課）

[検討を要するもの]

- ① 就学援助費の返還に係る戻入未済金の記録について、債務者ごとの管理状況が把握できない内容であったため、旭川市債権管理マニュアルに定められた重要な情報を個別に整理するなど、記録方法の見直しを検討されたい。(学務課)
- ② 過払い給与に係る戻入未済金の債権記録簿について、時効日欄が未記載であったが、旭川市債権管理マニュアルでは消滅時効等を随時記録することとしており、時効完成日の誤りを防ぐ上でも見直しを検討されたい。(学校保健課)

(4) 小・中学校に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 投票所として使用される学校の校舎内に保管されている選挙管理委員会事務局所管の選挙用具(記載台等)について、使用者に対する行政財産の使用承認の手続がなされていなかった。

(旭川小学校, 永山西小学校, 北光小学校)

議 会 事 務 局

特に指摘事項なし。

選挙管理委員会事務局

特に指摘事項なし。

農業委員会事務局

特に指摘事項なし。

第 2 財政援助団体監査

1 監査の対象等

本監査を行うに当たっては、市及び団体の財務事務の執行上のリスクについて、市民サービスへの影響、財政負担の有無、発生可能性の観点からその重要度を評価し、当年度において監査実施の優先度が高いと判断したところである。

対象団体の選定に当たっては、市が財政援助を行っている団体のうち、担当部局に偏りが生じないように考慮した上で、過去の監査の実施状況等を踏まえて決定した。

対象団体	財政援助の内容	負担金の額	担当部局
旭川移住促進協議会	旭川移住促進協議会負担金	令和4年度 2,813,617円	地域 振興部

※ 監査の対象事務は、令和4年度における財政援助に係る出納その他の事務

2 監査の着眼点

監査の実施に当たり、主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

(1) 団体関係

- ア 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- イ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- ウ 事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が対象事業以外に流用されていないか。
- エ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- オ 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- カ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- キ 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
- ク 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- ケ 損失補償及び債務保証に係る借入金の返済状況は適切か。
- コ 団体の監査役や監事は独立性が確保され、有効に機能しているか。

(2) 所管部局関係

- ア 補助金等の財政的援助の決定は法令等に適合しているか。
- イ 交付要綱は適正に整備されているか。

- ウ 損失補償及び債務保証を行っている場合、その内容、理由等は妥当か。
- エ 財政的援助が既得権益化しているものはないか。また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。
- オ 補助金等の交付目的及び対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- カ 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- キ 補助金等の必要性を見直す仕組みがあるか。
- ク 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- ケ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- コ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認されているか。
- サ 精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。
- シ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

3 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和5年9月1日から令和5年11月17日まで

(2) 実施方法

財政援助を行った所管部局及び対象団体に対し資料の提出を求め、団体の事務事業の実施状況を聴取し、主に負担金の申請から収支の精算に至るまでの事務が適正に執行されているかについて、監査の着眼点を踏まえ、試査による関係諸帳簿及び書類の照合、関係職員への質問、実査等、必要な方法を取り監査を実施した。

4 監査の結果

財政援助団体の補助金等に係る事務について監査した結果、補助の目的に則して処理されており、おおむね適正であると認められた。

今後とも補助による効果を確認しながら、より適正な補助事業の執行に努められたい。

旭川移住促進協議会

○ 指摘事項

特に指摘事項なし。

○ 意見・要望事項

(1) 所管部局に関する事項

- ① 負担金の交付申請時の事業計画書と実績報告時の事業実施報告書について、その体裁や記載された内容が異なるため、事業が計画どおり行われたか判断しづらいことから、提出書類の内容について適切に指導されたい。